

**市第6号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例の一部改正**

1 提案理由

令和6年4月1日より前から介護保険法の規定に基づく指定を受けている指定短期入所生活介護事業所（以下、「ショートステイ」という。）が、新たに介護老人福祉施設（以下、「特別養護老人ホーム」という。）に転換して指定を受ける場合の居室の定員について、本市の条例の一部を改正します。

2 改正が必要な条例

- (1) 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第70号）
- (2) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）

3 改正の概要

第9期高齢者保健福祉計画において、ショートステイの空床を有効活用する観点から、ショートステイの利用定員の一部を特別養護老人ホームに転換することとしています。

しかし、現行条例では、特別養護老人ホームの居室の定員は原則として1人となっており、単独で開設されている多床室（4人部屋）のショートステイを特別養護老人ホームへ転換しようとしても、指定を受けることができません。

このため、令和6年4月1日より前から指定を受けているショートステイについて、令和9年3月31日までの間に転換して特別養護老人ホームの指定を受ける場合は、当該転換に係る居室の定員を4人以下とすることができるよう、特例を定めます。

4 施行予定日

公布の日